

令和7年度第3回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日 時 令和8年3月19日(木) 午後1時30分から3時20分まで

2 会 場 千葉市役所高層棟 2階 XL会議室 202・203

3 出席者

<第1部>

【委員】 植草委員、伊藤(文)委員、井上委員、高梨委員、
野口委員、初芝副会長、青木委員、武井委員、山下会長、
眞智委員、駒野委員、久保田委員
※19人中12人の委員が出席

【事務局】健康福祉部：白井部長
地域福祉課：中田課長、遠藤課長補佐、石原課長補佐、石川主査、押久保主査
地域包括ケア推進課：渡辺課長、中村主査
健康推進課：亀井課長
高齢福祉課：和田課長
市民自治推進課：古屋課長
各区保健福祉センター 中央区：宮葉所長、花見川区：古川所長、稲毛区：土谷所長
若葉区：風戸所長、緑区：鈴木所長、美浜区：内山所長

(関係者) ※千葉市社会福祉審議会条例第7条の規定による
千葉市社会福祉協議会：富田事務局長、土肥事務局次長、内山地域福祉推進課長

<第2部>

【委員】 植草委員、伊藤(文)委員、井上委員、高梨委員、
野口委員、初芝副会長、青木委員、武井委員、山下会長
※14人中9人の委員が出席

【事務局】 保健福祉局：横田次長
保護課：岡野課長、林主査、秋田主任主事

※傍聴人：前半、後半ともに0人

4 議 題

<第1部>

- (1) 第6期千葉市地域福祉計画の骨子案について<審議事項>

<第2部>

- (2) 千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の最終案について<審議事項>

5 会議の概要

<第1部>

- (1) 第6期千葉市地域福祉計画の骨子案について<審議事項>

事務局から資料1に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

<第2部>

- (2) 千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の最終案について<審議事項>

事務局から資料2に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

6 会議経過

(1) 開会

—第1部—

○事務局（地域福祉課・石川主査）

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第3回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の石川と申します。どうぞよろしくお願いたします

はじめに、2点報告がございます。

1点目は、会議の成立と公開について、ご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、委員総数19人のうち12人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

2点目ですが、配付資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。配付資料につきましては、下部をご覧ください、ご確認をお願い申し上げます。

事前にお送りした資料と同じ資料となりますが、資料1-1につきまして一部修正がございますので、「修正表」を追加で机上配付させていただきます。

なお、臨時委員の皆様におかれましては、資料1までとなっております。

不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。

続きまして、本日の流れの説明をさせていただきます。

本日は審議事項が2件で、前半と後半の2部制とさせていただいており、前半70分、途中休憩10分を挟み、事務局が交代しまして、後半40分、全体でおおむね2時間程度、15時半の終了を見込んでおります。

前半の議題が終了後、臨時委員の皆様方におかれましては、休憩時間中にご退席いただきますが、引き続き、後半につきましても、傍聴いただくことが可能でございます。休憩時間中に、事務局よりお声がけさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議の途中で、事務局職員の入れ替えをさせていただくため、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の2に入りたいと思います。開会にあたりまして、保健福祉局 健康福祉部長の白井よりご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○事務局（白井部長）

皆様、こんにちは。健康福祉部長の白井でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、当分科会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、保健福祉行政はもとより、市政各般にわたりまして、多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。いつも大変ありがとうございます。

本日の会議でございますが、司会の方からご案内をさせていただきましたとおり、2部制をとっております。

第1部におきましては、昨年11月に開催させていただきました当分科会の第2回におきましてご審議をいただきました地域福祉計画の方向性を踏まえて、次期計画の骨子案についてご審議をいただきたいと思いますと思っております。

また、その後の第2部では、事務局職員を交代させていただきます、「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画」の最終案について、ご審議をいただきたいと思いますと思っております。

さて、第1部の議題でございますが、次期地域福祉計画におきましては、今回の分科会におきまして、骨子を定めまして、来年度の令和8年度は、その骨子に基づきまして、素案、原案と計画の中身を固めていきたいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれのご専門の立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

また、計画の策定におきましては、委員の皆様をはじめ、各区推進協の皆様、様々な関係者の方々のご意見を賜り、ご協力いただきながら、固めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは簡単でございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

それでは、次第の3「議題」に入りたいと思います。ここからは、山下会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（3）議題

①第6期千葉市地域福祉計画の骨子案について

○山下会長

それでは、次第に従いまして、これより「第6期千葉市地域福祉計画の骨子案について」に入らせていただきたいと思います。存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域福祉課・中田課長）

地域福祉課長の中田でございます。

「第6期千葉市地域福祉計画骨子（案）について」説明いたします。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。

表紙をめくってスライド2が計画全体構成で、前回の分科会でご承認いただいた構成を踏まえております。現計画からの変更点といたしましては、まず、第4章で今まで「各区支え合いのまち推進計画」いわゆる区計画としていたもののうち、地域における共通の課題、そして、その解決に向けた取組みと、それを支える市・市社協の支援策をまとめて記載し、両者のつながりが分かりやすくなるようにしたところでございます。他方、市や社協が中心となって取り組むべき地域生活課題や市全域で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取組みにつきましては第5章に記載することとしているほか、第6章で包括的な支援体制について記載することとしています。

また、第9章に再犯防止推進計画を組み込むこととしました。

次にスライド3をご覧ください。「第1章 策定にあたって」です。

1 策定趣旨の（1）背景としまして、全国的・全市的に「地域社会のつながりの希薄化及び地域社会から孤立する世帯の増加」「地域生活課題の複雑化・複合化」「少子高齢化と人口構造の変化」「コロナ禍による地域活動の停滞」などの状況にあるところです。

これらの状況により、下の矢印にあるとおり、「地域生活課題が深刻になるまで顕在化しない」「地域活動への無関心層の存在」「地域生活課題の解決が難しくなる」「担い手の高齢化・人材不足」「地域活動のノウハウの継承に影響」などが課題として現れているところです。

スライド4をご覧ください。

地域福祉計画は、（2）のとおり、現計画の成果と課題を明らかにした上で、引き続き、地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

（3）「地域の取組みと市・社協の取組み」としては、地域の取組みを「地域において日常生活

における地域生活課題を解決するために行う取組み」、市・社協の取組みを「地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策、市全域で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取組み、包括的支援体制」としています。

スライド5をご覧ください。

2 計画の位置づけの(1) 根拠法令としましては、社会福祉法、成年後見制度の利用の促進に関する法律、及び再犯の防止等の推進に関する法律によりそれぞれ規定された行政計画となります。根拠法令の詳細については参考資料1に記載しております。

(2) 他計画との関係としましては、保健福祉分野に関し共通して取り組むべき事項を定める横断的な計画として策定するほか、社協が策定する地域福祉活動計画との連携・協働のさらなる推進を図るものとしています。

スライド6はこの関係のイメージ図でございます。

スライド7をご覧ください。

計画期間は、高齢者保健福祉推進計画が3年ごとの改定を法で義務付けられていることを考慮し、6年間としました。他分野の主な計画についても表に掲載しております。

スライド8をご覧ください。「第2章 地域福祉を取り巻く状況」です。

統計データは主にここにあるようなものを収集する予定ですが、もう少し増える可能性があります。また、最新のものを掲載します。なお、最後の(4) 市民意識に関するデータにつきましては、参考資料2として、令和7年度のWEBアンケートの実施結果を令和5年度と比較する形でお示ししております。

スライド9は、国や県の動向について文章で記載する予定です。説明は省略させていただきます。

スライド10をご覧ください。

3 今後の課題として、まず(1) 第5期計画の推進状況についてでございます。

市の取組みの推進状況は毎年分科会に諮っているところでございます。素案で表にまとめて掲載する予定です。

続いてスライド11をご覧ください。

こちらは第5期計画の期間が始まってからの各区の地域の取組みの推進状況のご報告を基に、振り返りとして4つの項目を挙げさせていただきました。

以下読み上げいたします。

- コロナ禍により地域活動は大きな打撃を受けました。活動が断絶してしまった事例もありますが、全体的に令和5年度以降、活動の規模・回数は再び増加傾向にあります。
- 限られた人数で活動を継続していますが、担い手が不足しているとの声が多く上がっています。
- 地域コミュニティの濃淡がエリアによって大きく異なっています。
- 地域生活課題の解決に向けて地域では見守り活動などを行っていますが、課題が複雑化・複合化してしまう事例もあります。

スライド12をご覧ください。

今まで紹介させていただきました地域福祉を取り巻く状況から、(2)第6期計画への課題として、5つ挙げさせていただきました。

項目だけ以下読み上げいたします。

- 地域活動の活性化に向けて
- 地域生活課題の複雑化・複合化の予防、解決に向けて
- 様々な主体の連携と協働
- 高齢・障害・子ども・生活困窮分野における地域生活課題解決に向けて
- 豊かな地域のつながりづくりに向けて

続いてスライド13をご覧ください。「第3章 計画の体系」です。

1 計画の構成について、最初の黒丸は、前回でご承認いただいた「区計画」及び「市計画」の構成を見直し、各地域で共通的に実施されている地域生活課題を解決するための「住民主体の取組み」と、その取組を下支えする「市の取組み」を関連付けて掲載することを記載しています。

2つ目の黒丸は、包括的な支援体制について章を割き、どのように整備・推進していくか掲載することとしています。

スライド14をご覧ください。

2 圏域の考え方については、第5期計画に引き続き、概ね中学校区域と同程度の広がりを持つ地区部会エリアを核心としつつ、その他の圏域、狭い方では町内自治会、広い方では区、全市など、それぞれの役割について素案で明らかにしてまいります。

スライド15をご覧ください。

3 基本理念 及び 4 基本方針はいずれも第5期計画を踏襲し、基本理念は千葉市基本計画の健康・福祉分野における政策の1つである「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をつくる」とし、基本目標は「地域共生社会の実現」とします。

続いてスライド16をご覧ください。「第4章の1 地域での取組み」です。

先ほどのスライド11での振り返りを踏まえた地域の課題感を左に項目として挙げさせていただきました。この解決のため、右側に各地域で概ね共通であると思われる取組方針を4項目に分けて挙げています。厳密には各課題と取組内容が一对一で対応することはあまりないと思われるものが、より関連性が高いと思われるものを矢印で結んでいます。

スライド17をご覧ください。「第4章の2 地域での取組みへの行政や社協の支援策」です。

先ほどの地域の取組方針に対する市と社協の補助制度や周知啓発施策についてイメージとして挙げさせていただきました。右上の吹き出しのとおり、第5期計画の掲載事業を便宜的にあてはめているもので、この内容については今後検討・調整の上、素案でお示しします。

続いてスライド18をご覧ください。「第5章 市全体の基盤整備」です。

取組方針を右のとおり3項目挙げたところです。こちらも同様に具体的な施策・事業については素案でお示しします。

スライド19をご覧ください。「第6章 包括的な支援体制」です。

基本的には福祉まるごとサポートセンターが今まで進めてきた重層的支援体制整備事業に準じ

て継続して取り組んでいく方針です。

スライド20をご覧ください。「第7章 計画の推進」です。

1 計画の推進体制としては、(1) 地域の体制 (2) 市の体制 (3) 市と市社協の連携、そして計画の推進状況を検討・審議する (4) 地域福祉専門分科会としています。

スライド21は推進体制をイメージした図でございます。

区支え合いのまち推進協議会が、各地域における様々な活動主体が持ち寄る地域生活課題や地域の取組事例などの共有の場になり、それらの情報が市・市社協とも共有され、施策に反映されることをイメージしています。

最後にスライド22をご覧ください。

2 計画の評価につきましては、(1) 計画全体に係る評価 (2) 地域における共通の課題解決に向けた取組みに係る評価 (3) 市の取組みに係る評価とする予定です。

計画全体に係る評価は市民アンケートなど、定量的な指標を設定する予定です。

また、地域と市の取組みに係る評価については、個別事業の評価とはせず、各取組方針1つにつき1つの指標を設定する予定です。いずれもどのような指標とするかは今後検討してまいります。

駆け足となりましたが、第6期地域福祉計画骨子(案)に関する説明は以上でございます。

○事務局(地域包括ケア推進課・渡辺課長)

地域包括ケア推進課長の渡辺です。

私からは、「千葉市成年後見制度利用促進基本計画」の骨子(案)について説明いたします。資料1-2をご覧ください。

本計画は、国の動向及び本市の現状、課題を踏まえ、計画の基本方針及び施策の体系・展開という構成で骨子(案)を作成しております。

まず、国の動向ですが、令和4年度から8年度を計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されており、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を推進するという基本的な考え方のもと各種施策が計画されている一方、成年後見制度をさらに利用しやすくし、認知症高齢者や障害者の権利擁護をより一層図る観点から、令和6年度より法務省法制審議会民法部会において、成年後見制度の見直しが検討されました。

見直しの主な論点は右の図にあるように、ひとつは、一度成年後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない、また、成年後見人への包括的な代理権により、本人の自己決定権が必要以上に制限されてしまうなどの課題に対し、法定後見の開始の要件の見直しとして、現在の後見・保佐・補助の3つの類型を補助に一元化することや、成年後見人等の解約・交代の要件見直しなどの検討がなされました。

このうち、3つの類型の一元化に関しては、参考として法務省作成の資料を一部改変し、添付いたしました。次のページをご覧ください。

この中で特に赤枠で囲った部分をご覧ください。本人の判断能力について、「不十

分」「著しく不十分」「欠く常況にある」の3つの状況に応じ、現在の制度ではそれぞれ「補助」「保佐」「後見」の3つの類型により成年後見が開始されることとなります。これが、先の理由などにより、現在の「保佐」「後見」の類型を廃止し、「補助」の適用を拡大する形で一元化することにより、後見業務における代理権や取消権を一定条件のもとに制限し、本人の意思決定をこれまで以上に尊重し、支援していくことが見直しの趣旨となっております。

それでは、前のページにお戻りください。

国の審議会において、令和8年2月に民法等の改正に係る要綱が採決、法務大臣に答申され、これを受け、現在行われている臨時国会において、4月に民法等の改正法案が提出されると聞いております。

次に、千葉市の現状と課題についてですが、令和4年度から8年度を計画期間とする「成年後見制度利用促進基本計画」を千葉市地域福祉計画と一体的に策定し、中核機関である千葉市成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の利用に向けた支援の充実等の実現のため、各種施策を展開しております。

この施策の展開においては、右の図のとおり5つの柱を基本とし、認知症高齢者や障害者が増加する中で、制度のさらなる普及啓発や利用促進が必要であること、また、制度が必要な方に、速やかに後見人が選任される環境づくりに向け、後見活動の担い手の養成及び育成を強化が求められています。

それでは次のページをご覧ください。

そこで、千葉市成年後見制度利用促進基本計画の骨子としましては、国の制度見直しや法改正の動向を見据え、取組内容を検討する予定であります。権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思を尊重するという考え方は、国の制度見直しと方向性は一致しているものとするため、現計画と同様、基本方針としましては、「認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望をもって暮らし続けることができるまちの実現を目指すこと。」とします。

次に、現計画における施策の5つの柱につきましても、本市における制度の利用促進を図る上では欠かすことのできない要素であるため、次期計画においても、これを踏襲し、施策1の「成年後見制度の利用促進に向けた体制整備」から、施策5の「後見活動の担い手の養成・育成支援」をもとに各取組事項や目標値を定めていくことを考えております。

なお、5つの施策の中で、特に今回、重視している点としましては、先の国の制度見直しにより、被後見人の方に対し、後見業務が、より一層きめ細かい意思決定支援が必要であると考えられるため、一番下の施策5の「後見活動の担い手の養成・育成支援」で、後見活動を実施している法人との連携や法人後見について、市長申し立てに係る後見人候補者について、法人の拡大を含めた取組みをあらたに盛り込みたいと考えております。

以上が、千葉市成年後見制度利用促進基本計画の骨子（案）となります。

説明は以上でございます。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

地域福祉課長の中田でございます。

「第二次千葉市再犯防止推進計画骨子(案)について」説明いたします。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

次期計画については、国のガイドラインや手引きなどの資料、また、再犯者率の推移に大きな変化がありませんでしたので、第一次計画の流れを基本的に引き継いで進めていく予定であります。

変更点といたしましては、これまで「再犯防止推進計画」は単独で計画を策定しておりましたが、再犯防止の支援が必要な方の中には、高齢や障害、就職の困難さなど、複合的な福祉的課題を抱えている場合もあることから、各分野の福祉に関して共通して取り組む事項等を定めている「地域福祉計画」と一体的に策定することといたしました。

それに伴い、計画期間も第一次計画の5年間から、地域福祉計画に合わせて6年間に変更しております。

また、今回お示しした骨子案は、これから計画を策定していくための大まかな方向性をまとめたものでございます。皆様から第一次計画についていただいております「評価方法の妥当性」や「掲載事業の内容の見直しや拡充」などに関するご意見は、課題として整理したうえで、原案の検討段階で改めてご意見をいただきながら反映させていく考えであります。

なお、本骨子案の作成にあたりましては、本分科会に提出する前に、千葉市における再犯防止に関する取組を推進するために設置しております、刑事司法機関や支援団体などで構成される「千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議」の皆様にも事前にご確認いただいておりますことを、申し添えます。

私からの説明は以上でございます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問いただけたらと思います。

○武井委員

資料1-1「Ⅶ計画の推進」の21ページですが、ここに書かれている推進体制は、まさに社協の地区部会の組織図そのものように思いますし、社協の地区部会として、こういう形で各種団体等を地区部会の中に取り込んで、地域福祉計画なり地域福祉活動計画なりを推進している状況の中では、こういう形がうまく整っているところは非常に進んでいるように感じられますので、こういう形に持って行って推進するという自体については、現実的にはこういう形になるのかなとは思いますが、うまくいってないところが実態としてはかなりあって、そのために、地域福祉計画等についてもあまり進んでないようなところあるわけですけども、ここにこういう形で書かれるということは、こういう形にできてないところを直して持って行くよ、そういう形で

推進するよというような、決意表明として捉えてもよろしいのでしょうか。現実には、この中でも一部の団体は入りません、一部の団体は別方向を向いていますといったように、色々とも問題もあってあまり進んでないように思いますが、それを誰が直して、実際に行おうとしているのか、そのあたりがまず一番にお聞きしたい点です。

それから2つ目は、その前の20ページにあります「地域の体制」のところですがけれども、ここでも2行目あたりに、「様々な団体や個人と連携・協働しながら地区部会エリアを中心として…」と書かれていますけれども、これらやるのは、誰を想定して、こういう形に整えていく体制づくりはどういう形でやろうと考えておられるのか。現状においてもこの辺りが一番問題で、それができてないのであまり進まないようなところも出ていると思いますので、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

ありがとうございます。

21ページの「計画の推進体制」において、社協地区部会のイメージ図を加えておりますが、武井委員のおっしゃるとおり、理想的な形ではございますが、実際にはこのようになっていないのも事実としてございます。ただ、地域によって様々な形があるのはある程度仕方ないと考えておまして、こちらが一番理想の形ではあります。20ページに記載させていただいているとおり、地域で活動する団体や個人とも連携しながら、地区部会だけでは足りない部分を補っていくようなイメージでおります。

また、20ページの「地域の体制」につきましては、どのように団体や個人との連携・協働を図っていくのかという部分につきましては、色々なやり方があると思いますが、現状はそこまで具体的に決めている段階ではないということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○武井委員

今の回答ですと、新年度1年間かけて、実際に見直し案を作る際には、具体的にこういう対応の仕方、こういう推進体制を整えていくんだと、そういうところまで入れて作り上げるということ、今言われたと解釈してよろしいんですか。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

今のところ、計画の中に具体的な進め方まで書くことは考えていませんが、例えば推進協の進め方などの中で示していければと考えております。

○武井委員

20ページの「地域の体制」の後の方にも、「団体間の連携を目指します」と書かれています。推進協の役割をこのように持っていこうというお考えなんですか。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

推進協自体の役割が今と大きく変わるということは特に考えていませんが、例えば、推進協のメンバーの中に、新たに、地域活動をしている団体を入れる、もしくは地域活動をされている方のお話を聞く場を設けるといったことを考えられると思っております。

○武井委員

まだこれからのところもあると思いますが、やはり、実際にどう推進していくのか、或いはやる人は誰なのかといった具体的なところが進まない、現状でも問題のところがあるまま進んでいくだけの話になると思うので、計画の中に入れていないというお話でしたけれども、むしろ、しっかりと推進体制を示していく必要があると思います。

○山下会長

20ページの推進体制において、地域の体制・市の体制・市と市社協との連携、そしてこちらの地域福祉専門分科会という4者の整理については、ご異論がないかと思います。

次の21ページの推進体制のイメージ図が、本日は骨子のレベルなので、もう少しこのイメージ図を、各推進協議会エリアで、そして各地区部会エリアで、どのように意見が集約され、議論されているのかという、標準的な実施方法を計画自体に盛り込むのか、ノウハウとして、こうやっていきたいと思いますという標準的なものを示すことによって各区や推進協の参考に資するのかという、具体的なお提案かと思っておりますので、非常に重要かと思っております。

ありがとうございました。

ほかございますか。

○眞智委員

4ページの「地域共生社会の実現を目指して」というところで、「地域と市がより一体となり」と記載がありますが、市の認識としては、地域と市が一体となっているという考えで理解してよろしいでしょうか。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

以前、地域福祉専門分科会でもご指摘いただいたように、地域の取組みと市の取組みがあまり連動していないのではないかと、市と社協の取組みの連携がないといったお話をいただいているところがございます、より地域と市が一体となるような計画にしたいということで盛り込ませていただいております。

○眞智委員

言葉尻を捉えるわけではありませけれども、目標で掲げるということですが、調べましたら第

5期から、地域と市がより一体となるという、地域共生社会の実現というんでしょうか、こういった文言が入ってきたように思うんですけども、その前までは協働という言葉が使われてたようです。

ですから、武井委員が言われたように、やはりこの辺りに、市が本当に関われるのかどうか。結局、このモニターアンケートを見ても、地域側でも一体となっているようにはやはり思えませんし、市側も、この地域共生社会推進事業部という組織は市の内部の組織なので、市民からは何をやっている組織か具体的に見えてこないで、まず、地域も市もある程度一体感がなければ、地域と市が一体となってやるというのは、なかなか難しいと思います。

ですから目標を掲げるのはいいんですけど、具体的に市の方もそういった組織で一体何をやってるのかを示していただき、地域の方も一体となれるような取組みをしていかなければいけないと思いますので、その辺のところ、どう整理していくのか、現状をきちんと踏まえていかないと、その先に進めないような気がするんですね。

できないものをできているという前提でやるというよりも、今できていないことを一体どうやったら解決できるのかという視点を持たないと、計画のための計画になってしまうのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見を踏まえまして、今後検討させていただきますと思います。

○山下会長

策定趣旨をもう少し明らかにということですね。

ほかございますか。

○駒野委員

13ページの「計画の構成」の2つ目の黒丸部分の最後に「市全体の支援機能の拡充に努めるため、包括的な支援体制の整備について掲載します」と書かれてるんですけども、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

確かにこの資料だけだと分かりづらく、申し訳ございません。

包括的な支援体制の整備につきましては、本市において進めているところでございまして、例えば相談支援の現場においては、高齢者の相談、障害者の相談、生活困窮の相談といったように分野別に相談体制を整えてきたところですが、実際には、高齢であって障害の問題も抱えて生活も困窮しているといったように、複合的な課題を抱えている方も多くいらっしゃいます。また、

それぞれの分野に当てはまらない、狭間の課題を抱えてる方も現実にはいらっしゃるしまして、そういった方が漏れ落ちないように、包括的に支援体制を整えることが求められております。

千葉市では、「福祉まるごとサポートセンター」を設置しまして、そこで高齢・障害などの複合的な問題の調整役を担うとともに、各分野に当てはまらない狭間の課題を抱えている方の相談支援にも関わり、そういった方が漏れ落ちることがないように、そういった支援体制を構築していくことが包括的な支援体制の整備のイメージとなります。

○駒野委員

窓口が一本化されると考えればいいのでしょうか。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

一本化とは少し異なりまして、今あるそれぞれの相談支援機関は、そのまま継続していきます。例えば、80代の高齢の親が50代の引きこもりの子どもの生活を支えるいわゆる8050問題ですが、高齢者の相談窓口であるあんしんケアセンターでは、子どもの障害の分野には手を出しづらいため、福祉まるごとサポートセンターが調整役を担い、色々な機関と一緒に支援をしていくようなイメージです。どこに相談しても最終的には繋がるような体制を整備していくことが目標となります。

○駒野委員

縦割り行政がある中で、この問題はどこにお願いや質問をすればいいのか分からないことがあります。福祉であれば福祉まるごとサポートセンターがありますが、例えば交通の問題など、違う分野が含まれる場合は、福祉まるごとサポートセンターでは対応できないといったことになりますか。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

申し訳ございません、確かにあくまでも福祉に関する部分ということになります。福祉課題とともに、それ以外の課題も抱えているような場合には一緒に解決に向けて動くことはありますが、福祉と全く関係ない分野ですとなかなか難しい部分はございます。

○駒野委員

はい、わかりました。

地域の活動をしていると、福祉だけではない問題も色々とありまして、特に私どもは田舎なので、バスが通らないといった、福祉の原点のところかもしれないんですけど、それを解決しようとする、福祉ではできないし、都市局でもニーズがわからないといったこともありまして、非常に困っています。そのあたりが、先ほど言いましたが、一本化された窓口があったらありがたいかなと思って質問しました。

○山下会長

少し付け加えますと、この包括的な支援体制については、行政もあんしんケアセンターも生活困窮等の色々な相談機関も、一旦相談を受けたら、どのような内容でもなるべく断らないという行政や事業者側への要請が強いものなので、それがこの計画に盛り込まれたことで、どれだけ相談機関や事業者がそれをしっかり受けとめようとするかというのが、評価としては非常に重要です。

そしてさらに、先ほどの交通の問題ですとか、その相談を受けたからといって解決できるかという点もそれはタイムリーではないので、そのために資源開発をしていくことや、何らかの代替案と一緒に考えていこうというのが、この支援体制において期待される場所ですので、スライドの19ページ「VI 包括的な支援体制」で、今、ご質問・ご意見いただきました部分をしっかりと素案・原案に盛り込んでいただくことが重要だと受け止めております。

かつ、19ページのスライドですが、今申し上げた行政やあんしんケアセンターや福祉まるごとサポートセンターも含めた相談機関の他、例えば民生委員・児童委員が受けてらっしゃる相談、サロンの中で地域住民の方が少し耳にした相談、社協地区部会の中で話題となった市民の困り事といった相談、つまり、市民の相談活動が、この相談支援の中にしっかりと盛り込まれる形で、専門職と市民が協働していくことが重要な視点です。これがかなり欠如している自治体が多いので、千葉市においてはしっかりと、その市民がなさっていることをしっかりと評価して、それを受けとめていくような体制をつくっていく。それが先ほどの、協働という言葉も使いますが、一体的に進めていくといったことと少し繋がっている部分もありますので、今のご意見・ご質問は非常に重要だと思います。ありがとうございます。

ということで、この包括的な支援体制については、まだ、素案に至るにはかなり色々なことを整理する必要があると思います。福祉まるごとサポートセンターだけでは不十分だと前回からずっと申し上げています。100万都市なので、むしろ福祉まるごとサポートセンターは人材養成機関や、高度な相談を受けとめていく機関にはなるとは思いますけれども、各区の相談や各地域の相談はもう少しその体をつけていかなければいけないので、高度化した相談を福祉まるごとサポートセンターが受けるのは引き続きですが、何でも何かあったら福祉まるごとサポートセンターに、といった仕組みはそろそろ改めないで、データの数値的な結果から見てもまだ不十分であるという評価を行政はした方がいいと思います。

ほかございますか。

○武井委員

確認ですが、12ページ「II 地域福祉を取り巻く状況」の3つめの丸、「様々な主体の連携と協働」についてですが、これまでと比べると、ここまで書かれてることについては一歩前進なんだろうと思いましたが、その具体的な推進体制というのが20ページの内容だと思うんですけども、20ページになると、様々な主体を包括したような形での取組みや連携して対応していくというよ

うなことが消えてしまっています。この20ページの内容そのものは、どちらかというと従来のレベルの形で、一步前進したかなと思ったけれども、内容的には元に戻ってるということで、ギャップがあるようにも感じますが、その辺のお考え方をお聞きしたい。

○事務局(地域福祉課・中田課長)

ありがとうございます。

12ページにつきましては、今後に向けた課題として記載させていただいております。具体性がないということはおっしゃるとおりかと思いますが、骨子の段階ですので、今後検討していきたいと思います。

○山下会長

ありがとうございます。

20ページの「(1) 地域の体制」のところをしっかりと書き込めばいいということですね。多様な事業者ですとか推進協の構成メンバーですとか、ここはしっかりと書いて、地域の体制をもっと膨らませるということで、それはご指摘のとおりです。

この12ページの各項目が関連していて、地域生活課題という言葉が2番目の丸にも3番目の丸にも入っていて絡み合ってきますので、20ページのところでしっかりと広げるようにしておくことは非常に重要なご意見です。ありがとうございました。

ほかございますか。

○駒野委員

17ページの3番目「地域活動の活性化に関すること」について、市の取組みのところで、例として福祉講話の実施、総合的な学習の時間を通しての福祉教育とあります。

なかなか担い手がないということで、やはり教育の方にも問題があるのではと感じておりました。2年前に、緑区の椎名地区で実施された小学校4年生の福祉教育の見学に行きました。福祉という大きなテーマだと分からないでしょうけれど、福祉ってどんな意味といった話や、手話、挨拶、お礼、それから白杖の方や耳の不自由な方への接し方、目の不自由な方への接し方ではアイマスクをして、児童同士で気づきができるような形でやっていました。それから地区部会の活動のビデオでの紹介もありました。そういったように、長い間をかけて、小さい頃から教育していかないといけないところもあったかと思ったんです。

そこで私が感じたのは、高齢者や身体障害者、目や耳など、自分と異なる人との対応を、小学生向けに開設していました。手話や学習体験を通じて感じることで、知ること、相手を思いやる気持ちで対応することを学習する。これが福祉の原点になるのではないかと思いますので、そういった子どもの教育もやってもらえたらありがたいかなというふうに思いました。

特に個人主義になってしまったので、皆言いたいことは言うし、その責任を持たなくてはいけないよという話なんでしょうけれど、それだと、思いやりというか、周りとの連携みたいなもの

が抜けてきてしまっていると思いますので、教育と連携が取れたらいいかなというふうに感じました。以上です。

○山下会長

ありがとうございました。ご意見として承ります。

○植草委員

会長、また武井委員がおっしゃってたような、21ページの「計画の推進体制（イメージ）」の中で、社協を中心にして推進していくということですが、この中ですと、若い方というのが「学校・PTA等」だけなんです。担い手というと、人生100年時代なので65歳ぐらいでも若いといえは若いんですけども、本当に動けるのは「学校・PTA等」というこの部分の方々以外は若い人がいないんです。であれば、どうしたらいいのかを考えていただいて、生活支援コーディネーターですか、そういう方たちを各地区部会に2名くらい配置できるようにしておいて、調整役をしっかりとやっていただけるようにしてもらわないと、絵に描いた餅とは言いませんけれども、体制的には動くんですけども実質的に動くのかどうかわからないというような懸念があると思います。意見です。

○山下会長

調整役たる生活支援コーディネーターや福祉教育を進めていく、そうした地域福祉の人材を増やさないで100万都市ではなかなか大変なのではないかとのことのご意見、ありがとうございました。

○久保田委員

21ページのイメージ図ですが、この体制の危機といいますか、そういうところを認識してもらいたいということで、意見を述べさせてもらいたいと思います。

例えば町内自治会は、大変だということで、だんだんと自治会を解散する動きが出ています。美浜区内でも、今年度解散する自治会が出てきたんですね。私が30代の頃はまだ皆さん燃えているといいますか、一生懸命やるということですね、解散ということはなかったんですけども、現実に減ってきているわけです。その次に、民生委員・児童委員ですが、これもなり手がいないんですね。年々欠員が増えていて、1割だったのが、今は2割ぐらい欠員になるというように、このなり手がいないという意味が大切なんですけれども、意欲とかそういうのも含めて、だんだんと減ってくると、嫌々ながらやっているように見受けられる。これも1つの危機であると思うんです。老人クラブに至っては、私どもの地域ではもう3つぐらい解散していて、30近くありましたがどんどん解散しています。学校・PTAなどもやはり、なり手がいない。くじで決めている感じで、やはり認識が薄いなという感じです。

昔はなり手が多くて、選挙になるぐらいの感じだったんですけど、今は自治会も同じでそういうのがない。それから、赤十字奉仕団といった地域の活動団体やボランティア団体も減る一方

で、地域の色々な団体が、確実に年々減っています。ですから、福祉の大切さについて皆が意識して、そういった教育を学校で取り入れるのも1つの方法として、やってもらいたいと思うんです。そうしないと、基礎的なところから崩れてくるんですね。いくら声をかけてもダメなんですね。何とか教育ですとか色々な形で、ここのところの底上げをするようなことを、計画の中に盛り込んでもらいたい。以上です。

○山下会長

はい、ありがとうございました。

3ページ、4ページあたりの、策定趣旨や背景に、今のご発言の趣旨がしっかりと素案以降に盛り込まれるとよろしいかと思えます。どの自治体も同じ意見が出ており、解決がなかなか難しいところですが、続けて取り組んでいくことですね。

ほかございますか。

本日は、骨子ということで大体の枠組みですが、この後に素案となって参りますので、その際にまた、たくさんご意見等があるかと思えますが、先ほどからご意見いただきました、推進体制とイメージ図について、もう少し議論ができるような整理をしていただくということが本日のまとめかと思えます。

それからもう1つ、包括的な支援体制の部分について、市民にとって意味がわかるような計画を策定すること。包括的な支援体制は、10年間かかるくらいの気持ちで今話しております。次の計画ですぐうまくいくようなことではないので、あまり行政の方も3年で何とかしなければということではなくて、まずはしっかりと策定いただく。その時に、先ほどおっしゃった、自治会・グループの解散や活動自体を縮小しているというということをお聞きしていますので、一番初めに発見されるのが市民なので、そうした困り事や市民の声がどのように支援体制に入ってくるのかという図から始めないと、この体制づくりができません。地区部会の方や、今度の推進協の方の議論の中でも、何かあったら福祉まるごとサポートセンターでという現状から、次のステージに進むような議論をぜひお願いします。

このぐらいでよろしいでしょうか。

ただ、成年後見制度利用促進基本計画と第二次千葉市再犯防止推進計画骨子についてのご意見がありません。直接審議している計画ではないということもあるんですが、何かお気づきの点などはございませんでしょうか。

○眞智委員

資料1-2「成年後見制度利用促進基本計画」についてですが、「2 千葉市の現状・課題」と記載がありますが、何が現状で課題なのでしょう。再犯防止推進計画の方は、再犯者率などがグラフで提示してあるんですけども、例えば、市民後見人がどれぐらいで、どのような経過をたどっているとか、市長申立ての実施にどれぐらいの期間がかかるとか、具体的にそういった現状や課題をお示しできるのでしょうか。

○事務局(地域包括ケア推進課・渡辺課長)

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、具体的なデータがなく申し訳ありませんでした。

口頭で恐縮ですが、先ほど言われた市民後見人につきましては、令和7年3月末現在で、市民後見人養成研修の修了者数が198人いらっしゃって、87人が登録されております。実際に選任されている方は、同じく令和7年3月末現在で13人選任されております。

ちなみにその他に、千葉市の社協の所属で、法人後見の支援員として活躍・活動していただいている方が、同じく令和7年3月末現在で10人いらっしゃいます。

それから、市長申立て期間の平均日数は、手元に資料がないため、後ほどお知らせしたいと思います。申し訳ありませんでした。

以上です。

○眞智委員

ありがとうございました。

それから、例えば、人数が多いか少ないかについては千葉市の人数だけ見てもわからないんですけども、他の政令指定都市との比較はあるのでしょうか。

○事務局(地域包括ケア推進課・渡辺課長)

手元に資料を持ち合わせておりませんが、ご存じのように、成年後見人の選任につきましては、裁判所が決定をするものですけれども、市民後見人単独というのは、今のところ恐らく、全国でもないと思います。社協との共同の後見という形でっておりますので、他の政令市においてもほぼ同数ぐらいのものだと考えております。

以上です。

○眞智委員

わかりました。

何が現状で何が課題なのかがわからないと、私たちが関わらなくてもいいものなら結構ですけども、もし何か論じる必要があるなら、データを示していただきたい。

○山下会長

はい、引き続きデータの方はお願いします。

成年後見制度ができてから26年経ちましたが、利用が低調なのか、促進されているのか、評価が分かれるところではあるんですけど、市町村長申立ての割合は全国的に増えていまして、千葉市も同様の傾向かと思えます。

そういう意味では、市町村長申立てになりますと、成年後見の受任者が、社会福祉法人か市民

後見人を直接家庭裁判所が選任するのですがまだ裁判所によってまちまちです。いわゆる士業である社会福祉士・司法書士・弁護士は、数的に飽和状態にありますので、市民後見人を含めた養成は、引き続き必要だというのが政策的な課題で、千葉市も同様かと思います。千葉市においては市民後見人も養成されていますけれど、法人として後見活動されている非営利セクターなどがおありのようですので、そうしたところに、いわゆる社会福祉協議会の法人後見が26年前に法務省で想定されていたものだったんですけど、NPOなど実績がある法人後見の活動をしているところがあるので、市としてはそうしたところの活用を明確にしていきたいというのが今回の計画の骨子だと思います。

一方で、先日、ご本人の権利を剥奪してしまったという港区の区長申立ての報道がありました。認知症のようで区長申立てしたんですけども、実はその方が認知症ではなく、後々検査をしたらしっかり能力がおありの方だということで、成年後見を取り消したということです。その方に能力があるにもかかわらず、結果的に成年後見制度によってその方の意思のない人とし、権利も剥奪してしまったという。このような成年後見制度の弱点もあるので、しっかりと、その人の尊厳を守るための法律として活用できるように、千葉市として計画を作っていくことが重要で、その時に補助制度といったものに一元化されるんですけども、要はその取消権という契約した内容を取り消すことをどのように運用していくのかは、成年後見人の能力とも関連してきますので、千葉市においては、家庭裁判所や後見人、補助人、特定補助人との連携が引き続き必要になります。

まだまだ、利用促進計画を育てなければいけない状況にある中で、計画に新たに利用促進で盛り込むことについては、先ほどの、法人を後見人とするのを盛り込むというのが今回のご提案のように聞こえています。

ほかにございますか。

では、次期千葉市地域福祉計画の骨子案については、ご承認いただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、どうもありがとうございました。

(4) その他

○山下会長

ありがとうございました。

続きまして、次第の4「その他」に移りたいと存じます。

事務局から何かございますか。

○事務局

ありません。

○山下会長

他には何かございますか。

ないようでしたら、ここで事務局に進行をお返しします。

○事務局（地域福祉課・石川主査）

臨時委員の皆様方におかれましては、ここで終了となります。お疲れ様でした。

なお、配付しております冊子を休憩時間中に回収させていただきますので、机上に置いたまま
でお願いいたします。

それでは、10分程度の休憩を挟みまして、14時55分から後半の議題に入らせていただきたい
と存じます。

—第2部—

(5) 挨拶

○事務局（保護課・林主査）

お待たせいたしました。

私は、これより司会を務めさせていただきます保護課の林と申します。どうぞよろしくお願い
いたします。

それでは、議事の再開にあたり、改めて、会議の成立について、ご報告させていただきます。

千葉県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となります
が、委員総数14人のうち10人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますこと
をご報告申し上げます。

それでは再開に当たりまして、千葉県保健福祉局次長の横田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（横田次長）

千葉県保健福祉局次長の横田でございます。

本日の第2部の議題は、「千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の最終案に
ついて」になります。

お手元には、前回11月の会議で使用した説明資料を追加で配布させていただきました。

前回は、居住に関する支援の連携構築や庁内連携体制の強化を新たに項目として追加し、今後は「
貧困対策アクションプラン」と統合を検討していくということで議論させていただきました。
皆様にご審議いただいた後、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、市民
の方からいただいた意見を反映し、最終案を取りまとめました。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただければと
思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(6) 議題

千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の最終案について

○事務局（保護課・林主査）

それでは次第の6「議題」に入らせていただきます。

引き続き山下会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○山下会長

それでは、次第の6議題「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画の原案について」に入らせていただきたいと存じます。事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局（保護課・岡野課長）

保護課の岡野でございます。

それでは、私より説明させていただきます。

本案につきましては、前回11月の社会福祉審議会で皆様にご審議いただき、原案のとおりご承認いただいたところです。その後、12月16日から1月15日の期間でパブリックコメントを実施しております。

まず、本案の概要をあらためてご説明いたします。「参考（前回会議資料）」と右上に記載したA4、1枚の資料をご覧ください。

本案の趣旨については、法改正等に基づいて、本市のホームレス等の自立をより一層推進するために具体的な行動計画を策定するものです。また、策定にあたっては本市のホームレス数が平成14年にピークを迎えた後減少し、近年は30人程度で推移していること等、本市の状況を踏まえたものとしております。

本計画の概要につきましては、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者「予防に向けた支援」、ホームレスに対する「早期発見に向けた支援」や「自立に向けた包括的支援」の実施のほか、ホームレス生活を脱却した方に対しての「自立生活を継続するための支援」を支援の柱としています。

今回あらたに追加する項目につきましては、生活困窮者自立支援法の改正等を踏まえ、居住に関する支援の連携構築等がございます。千葉市生活自立・仕事相談センターや居住支援協議会等が連携し、安定した住まいの確保に向けて、居住サポート住宅などの民間賃貸住宅の情報提供を行っていきます。千葉市の居住支援の概要については、次のスライドのとおりとなっております。

計画期間については、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。ただし、特別措置法が失効した場合には、前回の議事会でもご意見をいただきましたとおり「千葉市貧困対策アクションプラン」等への統合検討を行います。

次に、パブリックコメントの実施経過についてお知らせいたします。資料2-1「パブリックコメント手続の実施結果」をご覧ください。

その結果、お二人より8件のご意見をいただき、そのうち、2件を計画案に反映いたしました。

なお、(2)項目別の意見数の「その他」の2件につきましては、計画に対する意見でないため、公表しておりません。

次に、パブリックコメントでいただいたご意見と市の考え方について、ご説明いたします。

資料2-2「パブリックコメント意見と市の考え方」をご覧ください。

資料のNO欄の1及び2の意見につきまして計画案に反映しましたので、ご説明いたします。

まず1点目です。該当箇所は計画の3ページです。

「ホームレスの実態に関する全国調査」の概数調査に関する記述について、「特別措置法及び基本方針に基づき実施されるホームレス施策の効果やホームレス数を年1回把握することを目的とした国調査です。」と説明されていますが、この「国調査」は「全国調査」だと思いますという意見をいただいております。ここでいう「国調査」は厚生労働省が実施する調査を指しています。ただ、市民の方への説明として不十分なことから、「国調査」を「国の調査」と修正しております。

次に2点目です。該当箇所は計画の6ページです。

千葉市におけるホームレスの生活実態に言及している部分において、ホームレスとなった理由を令和2年8月と令和7年7月で比較しております。この箇所において、「ホームレスの高齢化による稼働年齢者数の減少に伴い、「仕事減・収入減」が減少していると考えられます。」としておりますが、「稼働年齢者数」という用語に注釈を付けていただけると助かります。」とご意見をいただいております。この部分について、ご意見をいただいたとおり「稼働年齢者層（15歳～64歳）」と修正しております。

また、修正無しとさせていただいた項目の内、No5の項目について説明させていただきます。該当箇所は計画の22ページです。非正規労働者等への就労支援は「ホームレスの自立支援」としての本計画にはそぐわないとのご意見ですが、本計画の対象者には現にホームレス状態にある方だけでなく、「生活状況の変化等により住居を喪失するおそれのある者」が含まれますので、修正無しとしております。

説明は以上です。

○山下会長

どうもありがとうございました。

本日ご審議いただきますこちらの案件は、前回の会議でご承認いただいた原案を踏まえ、パブリックコメント手続を経て取りまとめております。

委員の皆様にご承認いただければ、この形で正式に決定されます。

このことを踏まえまして、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、発言をお願いします。

○植草委員

ホームレスやホームレス予備軍といった方たちは、どういったところで発見することが多いですか。

○事務局（保護課・岡野課長）

本市ではホームレス巡回相談員を配置しております。ホームレス巡回相談員は定期的に巡回を行っており、以前ホームレスがいた場所には新たにホームレスがいる可能性があるため、そこで発見する場合もございます。例えば、大きな橋が架かっている箇所の下などです。また、市民等からの通報によってホームレスを発見することもございます。

また、ご協力いただけるネットカフェには、千葉市生活自立・仕事相談センターのカードチラシを配架させていただいており、そこから、千葉市生活自立・仕事相談センターの相談につながるケースもあります。

○植草委員

一度支援につながっても、再度路上生活に戻ってきってしまう方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方に対してはどういった支援をされていますか。

○事務局（保護課・岡野課長）

そういった方の中には、集団生活になじめない方や決められたルールが守れず、地域の方とトラブルになってしまい、路上生活に戻ってきってしまう方が一定数いらっしゃいます。

そういった方には、路上生活に戻らないように、日常生活を安定させるための支援が必要です。例えば、一時生活支援事業のシェルターを利用している方に対しては、千葉市生活自立・仕事相談センターの定期的な面談等の支援を通じて、日常生活の見守りを行っております。

○植草委員

千葉駅のホームレスについて、地域の方からよく相談を受けます。何とか支援をしていただければと思います。

○事務局（保護課・岡野課長）

この方はホームレス巡回相談員が把握しており、普段から接触しておりますが、なかなか対応が難しい方です。引き続き支援をしてまいります。

○井上委員

千葉中央公園の先の公園にもホームレスの方がおり、長年そういった生活をされているので、何とかならないかと思っております。また、ホームレス巡回相談員は、夜間も巡回されているのでしょうか。

○事務局（保護課・岡野課長）

ホームレス巡回相談員は日中の9時から16時まで巡回しており、年に1回夜間も巡回相談を行っております。お話いただいたホームレスの方は、ホームレス巡回相談員も把握しており接触し

ているところではございますが、引き続き人間関係を構築しながら、支援を続けていきたいと思
います。

○山下会長

こういったケースもありますので、ホームレス巡回相談員の必要性を感じているところです。
ホームレスの中には路上でお亡くなりになる方もいらっしゃいますので、そういったことの防止
につなげることもこの計画の目的になってくるかと思えます。

他に意見がないようですので、この案で承認したいと思います。

それでは、事務局の方にお戻しします。

○事務局（保護課・岡野課長）

委員の皆様におかれましては、「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画」の
最終案について、貴重なご審議を賜り、ありがとうございました。

私からは、今後の流れについて、簡単にご説明させていただきます。

まず、「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第4次実施計画」決定までの手続についてで
すが、パブリックコメント手続の実施結果については、既に公表しております。3月中に、計画
策定について、本分科会でご審議いただきご承認いただいたという結果を市長に答申し、本市と
して正式に決定いたします。

説明は以上になります。

（7）その他

○山下会長

ありがとうございました。

続きまして、次第の7「その他」に移りたいと存じます。

事務局から何かございますか。

○事務局

ありません。

○山下会長

他には何かございますか。

ないようでしたら、ここで事務局に進行をお返しします。

（8）閉会

○事務局（保護課・林主査）

山下会長、ありがとうございました。最後に、事務局から3点ほど連絡事項がございます。

1点目は、本日の委員報酬について、でございます。4月中旬頃に、ご指定の口座にお振込させていただきます予定です。千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目は、会議録の取扱いについて、でございます。

本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。

その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録として確定し、市ホームページ等で公開いたします。

最後に、駐車券について、でございます。駐車券をお持ちの方で、まだ事務局にて無料化の処理をされていない方は、事務局までお声がけください。

事務局からの連絡は以上となります。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。